

公 告

「島根県企業立地情報ポータルサイト」構築業務委託に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和7年7月16日

島根県知事 丸山 達也

1 提案競技に付する事項

(1) 業務名

「島根県企業立地情報ポータルサイト」構築業務

(2) 業務の目的

本県では、全国の他の地域よりも早くから人口減少・少子高齢化という課題に直面し、当面の間、人口減少は続くものの、「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」を実現するため、「島根創生計画（第2期）」を策定し、産業振興と雇用の場の創出を行う企業誘致に力を入れて取り組んでいる。

若者にとって魅力のある雇用の場を確保していくためには、生産性の向上や競争力の強化などにより県内産業の振興を図るとともに、本県への企業誘致を促進していくことが必要である。

また、現在ではコロナ禍を経てデジタル技術を活用した働き方が広がり、人々の生活様式や企業行動に変化が生じており、こうした状況の変化に適切に対応しながら、本県独自の魅力をしっかりと伝えていく必要がある。

このため、本県では情報発信強化の取組として、企業が立地を検討する上で最初に利用するポータルサイトを運用している。

一方、現状のポータルサイトは構築から長期間が経過し様々な課題が生じている。

以下は主な課題である。

- ・様々な改修を行ったこと等により、サイトレイアウトや階層構造が複雑になっている
- ・利用者が得たい情報がどこにあるか分かりにくい
- ・ポータルサイトから早期に離脱する利用者が多くなっている

本業務では、上記の課題に対して、企業が立地を検討する上で最初に利用する、ポータルサイトでの情報発信を強化し、本県の人材確保の取組や用地・施設情報、進出のメリットなどが一目で分かるよう、現行のサイトデザインや階層構造を一新することで、本県の魅力を企業へしっかりと伝え、より多くの企業が本県への立地を検討してもらうことを目的にポータルサイトを更改する。

(3) 仕様

「島根県企業立地情報ポータルサイト」構築業務に係る提案競技要求仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(4) 契約予定期間

「島根県企業立地情報ポータルサイト」構築業務
契約締結の日から令和8年3月31日まで

(5) 提案価格の上限額

「島根県企業立地情報ポータルサイト」構築業務
7,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加しようとする者は、次の(1)から(4)までの全ての要件を満たし、島根県知事により提案競技参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）または単独の法人であること。
- (2) 単独の法人での参加は、島根県内に本店、支店又は営業所を有する法人（以下「県内法人」という。）であること。コンソーシアムの構成員での参加は、全てが県内法人であること。
- (3) ウェブサイトの構築及び運用・保守管理は、県内で行うこと。また、県の担当窓口となる者を指定し、県内に常駐する体制が整っていること。

- (4) コンソーシアムの構成員若しくは単独の法人は次の要件を満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を関与させているものでないこと。

ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提案競技参加資格確認審査に係る提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

カ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

キ 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

ケ コンソーシアム構成員と単独の法人として重複参加していないこと。

3 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

令和7年7月16日（水）から令和7年7月30日（水）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

(2) 配布場所

松江市殿町1番地（島根県庁本庁舎2階）
島根県 商工労働部 企業立地課 立地推進第一係

(3) 配布手続

「守秘義務の遵守に関する誓約書」を提出し、担当者連絡先等を明らかにした者に無償で1部を配布又は電子メールにて送付する。

※誓約書様式はHPで提供

4 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

- (1) 提案競技参加表明書 1部
- (2) 会社概要書又は経歴書 1部（コンソーシアムの場合は、構成員全てについて各1部。）
- (3) 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（コンソーシアムの場合は、構成員全てについて各1部。）
- (4) 島根県税に係る納税証明書 1部（コンソーシアムの場合は、構成員全てについて各1部。）
- (5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（コンソーシアムの場合は、構成員全てについて各1部。）
- (6) 協定書の写し 1部（コンソーシアムの場合のみ）
- (7) 提案書提出書 1部
- (8) 提案書 7部（提案書提出後にプレゼンテーションを実施する。日程については別途通知する。）
- (9) 見積書 1部

5 書類の形式、提出方法、提出期限及び提出先

(1) 形式

提案競技説明書による。

(2) 提出方法

郵送又は持参による。

(3) 提出期限

ア 4の(1)から(6)までの書類については、令和7年7月30日（水）午後5時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着のこと。）

イ 4の(7)から(9)までの書類については、令和7年8月18日（月）正午まで（郵送の場合は書留とし、同日正午までに必着のこと。）

(4) 提出先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地
島根県 商工労働部 立地推進第一係 担当：青戸、立地推進第二係 担当：湊
電話 0852-22-6797
電子メール kigyo-richi@pref.shimane.lg.jp

6 提案競技説明会

以下の日時、会場にて実施する予定であることから、参加する場合は、説明会参加申込書（様式1）を以下の期限までに提出すること。

- (1) 日時：令和7年7月22日（火）14：00～15：00
- (2) 会場：島根県民会館 310会議室
- (3) 参加申込書提出期限：令和7年7月18日（金）午後5時までとする。
- (4) 提出先
5の(4)に同じ。
- (5) 提出方法
郵送、持参、電子メールの送付（その場合は電話による着信確認を行うこと。）による。

7 提案競技に係る質問について

- (1) 質問は、期限までに質問書により提出すること（電子メールによる質問書の送付も可とする。その場合は電話による着信確認を行うこと。）。
- (2) 質問書提出期限は、令和7年7月30日（水）午後5時までとする。
- (3) 提出先
5の(4)に同じ。
- (4) 質問に対する回答は、令和7年8月4日（月）までに、提案競技説明書受領者全員に対し電子メールにより通知する。

8 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加申込者に対し、令和7年8月4日（月）付けで、郵送にて通知する。

9 選定方法

- (1) 別に設置する「島根県企業立地情報ポータルサイト」構築業務に係る企画提案公募審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い、事業予定者を選定する。
- (2) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書についてのプレゼンテーションを実施し審査する。
- (3) プレゼンテーションの日程等については、提案競技参加申込者に別途通知する。（令和7年8月22日（金）を予定）
- (4) 審査は次の方法で行う。
ア 提案書の内容、プレゼンテーションの内容及び質疑応答について、あらかじめ設定した審査基準に基づき、各審査項目の得点を合算する方法により合計得点を算出する。
イ 合計得点の最も高い者を契約の予定者とする。
- (5) 審査委員会による選定の結果については、プレゼンテーション参加者に別途通知する。
- (6) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

10 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は、無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実と反する申請、又は提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案書の内容が明らかに仕様書の内容を満足しないとき。
- (5) 提案者が、当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (6) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。
- (7) あらかじめ指示した事項に違反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

11 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と協議を行い合意の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

12 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにプレゼンテーション又はヒアリングに要する費用は、提案者の負担とする。
- (7) 提案された内容等に関して、電話又は電子メールによる確認等を行う場合があるので、対応すること。
- (8) プレゼンテーションでは、提案書に基づき説明すること。提案書から読み取ることができない内容は認められない。
- (9) メールアドレスの誤記載および各社内で受信したものの伝達の不備等により生じた不利益については関知しない。

13 提案競技に関する問合せ先

5 の(4)に同じ。